

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成29年度広域連合長会議

日時：平成29年6月7日（水）15:00～

場所：都市センターホテル5階「オリオン」

目 次

	(ページ)
1 会議次第	1
2 平成28年度事業報告について	3
3 平成28年度決算について	5
4 平成29年度事業計画(案)について	9
5 平成29年度予算(案)について	11
6 役員を選任について	13
7 要望書(案)について	15

<参考資料>

1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約	21
2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿	25
3 全国広域連合長等名簿	26
4 全国広域連合所在地等一覧	28

全国後期高齢者医療広域連合協議会
平成29年度広域連合長会議

日時：平成29年6月7日（水）15：00～
場所：都市センターホテル 5階 「オリオン」

[次 第]

- 1 開会
- 2 会長挨拶及び情勢報告
- 3 議事
 - (1) 平成28年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告
 - (2) 平成28年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算
 - (3) 平成29年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）
 - (4) 平成29年度全国後期高齢者医療広域連合協議会予算（案）
 - (5) 役員を選任について
 - (6) 後期高齢者医療制度に関する要望書（案）
- 4 来賓紹介及び挨拶
- 5 要望書手交
- 6 厚生労働省との意見交換
- 7 閉会

議事（１）

平成２８年度事業報告について

平成28年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

平成28年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行った。

1 広域連合の意見集約

国等に対して広域連合の考えを示すため、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月8日、11月17日提出）
- (2) あはき療養費に受領委任制度を導入することへの意見集約（3月7日提出）
- (3) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）

2 広域連合としての意見表明

(1) 必要な制度改善について国等へ要望した。

- ① 要望書手交（6月8日、11月17日）

(2) 審議会等に参画し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。

- ① 社会保障審議会医療保険部会（5月26日～1月25日 計9回）
- ② 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（4月4日～3月30日計13回）
- ③ 療養病床の在り方等に関する特別部会（6月1日～12月7日 計7回）
- ④ レセプト情報等の提供に関する有識者会議（7月30日～3月15日 計7回）
- ⑤ 広域連合標準システム研究会（8月5日、2月22日）
- ⑥ 保険者協議会中央連絡会（4月11日、12月20日、3月16日）

3 会議の開催

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（6月8日）
- (2) 幹事会（5月20日、10月28日）
- (3) 高齢者医療課との意見交換会（5月20日、10月28日）

4 地域ブロック協議会の活動

国に対する要望事項や懸案事項等を協議するため、各地域ブロック毎に次の諸会議等を行った。

また、事務局長会議では厚生労働省（高齢者医療課）との意見交換を行った。

- (1) 広域連合長会議
- (2) 事務局長会議
- (3) 専門部会議
- (4) 担当者会議

議事（２）

平成２８年度決算について

平成28年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

・収入済額	4, 487, 593円			
・支出済額	2, 462, 029円			
・差引残高	2, 025, 564円	(差引残高は、平成29年度へ繰り越すものとする。)		

収入

(単位:円)

科 目	予算現額	決算額	比較	備 考
01 分担金及び負担金	2,350,000	2,350,000	0	
01 分担金	2,350,000	2,350,000	0	
01 分担金	2,350,000	2,350,000	0	
01 分担金	2,350,000	2,350,000	0	均等割分担金(50,000円×47団体)
02 繰越金	2,137,000	2,137,538	538	
01 繰越金	2,137,000	2,137,538	538	
01 繰越金	2,137,000	2,137,538	538	
01 前年度繰越金	2,137,000	2,137,538	538	
03 諸収入	2,000	55	△ 1,945	
01 預金利子	1,000	55	△ 945	
01 預金利子	1,000	55	△ 945	
01 預金利子	1,000	55	△ 945	預金利子
02 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
01 雑入	1,000	0	△ 1,000	
歳入合計	4,489,000	4,487,593	△ 1,407	

支出

(単位:円)

科 目	予算現額	決算額	不用額	備 考
01 会議費	2,076,000	1,696,705	379,295	
01 会議費	2,076,000	1,696,705	379,295	
01 広域連合長会議費	1,041,000	1,003,045	37,955	広域連合長会議(6/8)
09 旅費	585,000	582,872	2,128	
11 需用費	103,000	78,911	24,089	
12 役務費	20,000	13,092	6,908	
14 使用料及び賃借料	333,000	328,170	4,830	
02 幹事会費	1,035,000	693,660	341,340	幹事会(2回開催)
09 旅費	1,005,000	683,940	321,060	
11 需用費	10,000	0	10,000	
12 役務費	20,000	9,720	10,280	
02 総務費	995,000	765,324	229,676	
01 総務管理費	995,000	765,324	229,676	
01 一般管理費	995,000	765,324	229,676	
09 旅費	870,000	696,060	173,940	社保審 医療保険部会等
11 需用費	15,000	10,936	4,064	
12 役務費	20,000	7,728	12,272	
14 使用料及び賃借料	60,000	50,600	9,400	
18 備品購入費	30,000	0	30,000	
03 予備費	1,418,000	0	1,418,000	
01 予備費	1,418,000	0	1,418,000	
01 予備費	1,418,000	0	1,418,000	
計	4,489,000	2,462,029	2,026,971	


意見書

平成28年度全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成29年4月21日

監事 宮城県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 奥山恵美子 

平成29年5月11日

監事 愛媛県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 野志克仁 

議事（３）

**平成２９年度事業計画(案)に
ついて**

平成29年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会は、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

2 事業計画

（1）広域連合の意見集約

次の事項等について、意見を集約する。

- ① 高齢者医療制度の見直し等に関する事項
- ② 制度改善に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

（2）広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、高齢者医療制度の見直し等に関し、意見を表明する。

（3）会議の開催

- ① 広域連合長会議（広域連合長会議：1回）
本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。
- ② 幹事会（幹事会：3回）
広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。
- ③ 事務局長会議（開催を求められた場合）
会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

（4）地域ブロック協議会の活動

各広域連合が抱える様々な課題の解決を図るため、意見交換を行い、諸会議を開催する。

（5）その他、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展に必要な事業

議事（４）

平成２９年度予算(案)について

平成29年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会予算(案)

収入

(単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算	比較	備考
01 分担金及び負担金	2,350	2,350	0	
01 分担金	2,350	2,350	0	
01 分担金	2,350	2,350	0	
01 分担金	2,350	2,350	0	均等割分担金 50,000円*47団体
02 繰越金	2,025	2,137	△ 112	
01 繰越金	2,025	2,137	△ 112	
01 繰越金	2,025	2,137	△ 112	
01 前年度繰越金	2,025	2,137	△ 112	
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
計	4,377	4,489	△ 112	

支出

(単位：千円)

科目	本年度予算	前年度予算	比較	備考
01 会議費	2,091	2,076	15	
01 会議費	2,091	2,076	15	
01 広域連合長会議費	1,056	1,041	15	
09 旅費	600	585	15	広域連合長会議旅費(1回)
11 需用費	103	103	0	消耗品費等
12 役務費	20	20	0	会議資料郵送料
14 使用料及び賃借料	333	333	0	会場使用料等
02 幹事会費	1,035	1,035	0	
09 旅費	1,005	1,005	0	幹事会旅費(3回)
11 需用費	10	10	0	消耗品費
12 役務費	20	20	0	振込手数料
02 総務費	1,076	995	81	
01 総務管理費	1,076	995	81	
01 一般管理費	1,076	995	81	
09 旅費	922	870	52	審議会等旅費
11 需用費	35	35	0	消耗品費
12 役務費	29	20	9	通信運搬費・振込手数料
14 使用料及び賃借料	60	40	20	自動車借上料
18 備品購入費	30	30	0	庁用器具費
03 予備費	1,210	1,418	△ 208	
01 予備費	1,210	1,418	△ 208	
01 予備費	1,210	1,418	△ 208	
計	4,377	4,489	△ 112	

議事（５）

役員を選任について

役員 の 選 任 に つ い て

全国後期高齢者医療広域連合協議会次期役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横 尾 俊 彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	しのだ あきら 篠 田 昭 (新潟市長)	関東・信越ブロック (新潟県広域連合)
	ほうらい つとむ 蓬 萊 務 (小野市長)	近畿ブロック (兵庫県広域連合)
	おおにし ひでと 大 西 秀 人 (高松市長)	中国・四国ブロック (香川県広域連合)
監事	さとう たかひろ 佐 藤 孝 弘 (山形市長)	北海道・東北ブロック (山形県広域連合)
	きたむらしょうへい 北 村 正 平 (藤枝市長)	東海・北陸ブロック (静岡県広域連合)

議事（6）

要望書（案）について

後期高齢者医療制度に関する要望書（案）

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、及び医療提供の場の多様化等により大きく変わってきており、このような中で、後期高齢者医療制度の持続性の確保や更なる安定した制度運営のために、より一層の検討や改善を行う必要がある。

このため、国において、以下に掲げる施策の積極的な対応、実現を要望する。

記

1. 国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県としたことを踏まえ、市町村からの派遣職員が中心で、専門的な人材が育成しにくい現状にある後期高齢者医療制度についても、最も安定した運営体制を確立するための見直しの検討を行うこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、財政上の措置に加え、定数上の措置を講じること等により、派遣しやすい環境を整備すること。

2. 平成 28 年 12 月末に国が公表した保険料軽減判定における標準システム誤りに関し、以下の措置を講じること。

① システム改修時のチェック体制の整備及び再発防止対策の徹底を図ること。

② 標準システムは、更なる抽出漏れの無いよう検証するとともに、計算ツールを使用した複雑な事務作業を行わず、標準システム上で完結できるよう、一刻も早く改修を行うこと。

③ 本事案により、広域連合及び市町村（特別区を含む。）がその対応・処理に要した経費については、国が全額負担すること。

④ 国と広域連合間において、疑義照会の結果等を共有することができる体制を構築すること。また、国が重要案件の公表等を行う場合は、予め広域連合に十分な情報を伝えること。

また、保険料算定における現行の所得の考え方は煩雑に過ぎ、ミスの原因や被保険者への説明にも困難を生じるなど、実務上限界に達していることから、税法上の所得をそのまま用いるなど簡素化を早急に図ること。

3. 後期高齢者医療制度改革の今後の検討にあたっては、本制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方自治体や保険者等関係団体の意見を十分聞き、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充すること。

さらに財政安定化基金を保険料の増加抑制に引き続き活用できる仕組みとして恒久化し、運営主体を広域連合への移管を検討すること。

また、保険料率改定に影響する料率設定及び算定基礎数値等を早期に提示すること。

4. 低所得者の所得割と元被扶養者の均等割については今年度見直しとなったが、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することと併せて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給といった負担軽減施策と併せて実施するとともに、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置を講じること。

また、その見直し内容を広域連合及び市町村へ早急に情報提供するとともに、その必要性について、被保険者に対して国からの丁寧な説明と周知をおこなうこと。

5. あん摩・マッサージ、はり・きゅう及び柔道整復に係る療養費の適正化、不正対策等の実現を早期に図るため、次の事項について改善を図ること。

- ① 療養費の支給について、保険者毎に異なる判断が生じないように、明確な支給基準を国で示すこと。
- ② 真に必要な者に療養費が支給されるよう、施術及び往療に係る同意、再同意時の医師の役割の強化、明確化を図ること。
- ③ 施術に係る関係帳簿の記録、保存を義務化するなど、不正請求防止のための措置を講じること。
- ④ あん摩・マッサージ、はり・きゅう療養費の受領委任制度の導入にあたっては、平成29年3月7日提出の当協議会の意見書のとおり、不正請求に対する実効性のある対策を実施した上で導入するとともに地方厚生（支）局が指導監査を行うに当たっては、不正に対して迅速、的確に対応できるよう保険者との情報共有化の体制を整えること。

6. 保健事業は住民のライフサイクルに応じた一貫した健康づくりを行う必要がある。しかし、その実施主体である広域連合には自主財源や保健事業を行う実働組織がない。協力する市町村においても、職員定数削減や予算の削減等で、現実的に厳しい状況である。

この現状を踏まえ、保健事業のより現実的、かつ、効果的な実施体制を構築するため、広域連合と市町村の役割分担について、国が枠組みの設計を行い、早期に示すこと。

また、保健事業実施計画において取り組むこととした保健事業については、その円滑な推進のため、財政支援の拡充を図るとともに、国において継続的な財政措置を講ずること並びに、健康診査及び歯科健康診査に対する実態に即した基準単価を設定すること。

7. 平成29年7月から社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における医療保険者の情報連携が開始となるため、現在準備を進めているところである。しかし、地方税関係情報に係るデータ項目の一部が、データ標準レイアウト上の提供項目となっていない。この現状にあたって、当該情報の提供が平成30年7月から可能となるよう、確実な対応を要望するとともに、中間サーバー運用経費に係る負担金についても、この事情を考慮した金額設定を望む。

また、広域連合が行うシステム改修等に係る費用及び当該制度の導入後において恒常的に負担することとなる維持管理費用について、国が継続的な財政措置を講ずること。

8. 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された被保険者について、国の財政支援を拡充し、今後とも継続すること。
また、大規模災害により被災した被保険者等の支援に要する費用については、全額国による財政支援とすること。
9. 後期高齢者医療制度の周知広報に係る所要の経費について、新たな国の助成制度を創設すること。
また、制度改正に伴うものについては、国による周知広報を充実させること。
10. 後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において平成30年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。
11. 社会保障制度改革について、5月23日に開催された経済財政諮問会議の有識者議員から提出された資料において、普通調整交付金の見直しが提示されている。
しかしながら医療費水準の地域差は、それぞれの地域の医療を提供する体制、住民の健康状態など様々な要因により生じているものであり、基本的には医療保険者の努力だけで変えられるものではない。
また、独自財源を持たない後期高齢者医療広域連合に対する普通調整交付金が、医療費水準が高いことにより減額されれば、直ちに保険料増加という結果に直結し、被保険者の理解を得ることは困難である。
このような医療費水準に着目した普通調整交付金の増減措置が行われないよう、要請する。

以上

平成29年6月7日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

<参 考 資 料>

全国後期高齢者医療広域連合協議会規約

(名称)

第1条 本会は、全国後期高齢者医療広域連合協議会という。

(組織)

第2条 本会は、全国の都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、広域連合の連絡提携を緊密にして、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の広域連合の意見集約、国等への意見表明及び広域連合相互の意見交換
- (2) 広域連合長会議及び事務局長会議の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、第13条に規定する幹事をもって充てる。

会長 1名

副会長 3名

監事 2名

2 役員を選任方法は、幹事の互選によるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、任期満了後も、新役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期中に市区町村長選挙が行われ、同一人物が市区町村長に当選し、さらに当該広域連合長に当選した場合は、その者が引き続きその任期の期間役員となる。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が会長の職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(広域連合長会議)

第8条 本会の広域連合長会議は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

- 2 広域連合長会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 広域連合長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 広域連合長会議には、広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(議決事項)

第9条 広域連合長会議は、幹事会の審議を経た次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 予算の承認に関する事項
- (3) 国等に対する要望及び提案に関する事項
- (4) その他必要と認めた事項

(委任)

第10条 広域連合長会議は、議決事項の一部及びその権限の一部を幹事会又は会長に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第13条に規定する幹事で構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会には、幹事である広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。
- 4 幹事会は、広域連合長会議へ提案する議決事項の審査、広域連合長会議からの委任事項の議決その他意見交換等を行う。

(事務局長会議)

第12条 事務局長会議は、全国の広域連合の事務局長で構成し、会長の属する広域連合の事務局長が議長（以下「事務局長会議長」という。）となる。

2 会長は必要と認めた場合に、事務局長会議長に対し事務局長会議の開催を下命し、事務局長会議長が事務局長会議を招集する。

3 事務局長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 事務局長会議は、会長によって求められた事項その他必要な事項を審議する。

5 事務局長会議には事務局長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(地域ブロック協議会及び幹事)

第13条 全国を「北海道・東北」、「関東・信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州」の6つの地域ブロックに分けるものとし、当該地域ブロックごとに協議会を置く。

2 前項に規定する地域ブロックごとの都道府県は、別表のとおりとする。

3 幹事は、地域ブロックごとに1名選出されるものとし、広域連合長をもって充てる。

4 幹事の選出方法は、地域ブロックごとに任意に定めるものとする。

5 幹事は、地域ブロック内の意見の調整・集約を行うものとし、また、第5条に規定する役員を務め、その任期は役員任期と同一とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、各広域連合の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本会の毎年度の歳入歳出予算は、幹事会の議決を経て、広域連合長会議の承認を得るものとする。

4 本会の決算は、幹事会の認定に付し、広域連合長会議に報告するものとする。

(分担金)

第15条 各広域連合の分担金の算出方法は、広域連合の数による均等割とする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、会長の属する広域連合事務局に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年6月3日から施行する。

別表（第13条関係）

地域ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東・信越	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横 尾 俊 彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	しみず きよし 清 水 聖 士 (鎌ヶ谷市長)	関東・信越ブロック (千葉県広域連合)
	ほそえ しげみつ 細 江 茂 光 (岐阜市長)	東海・北陸ブロック (岐阜県広域連合)
	の だ よしかず 野 田 義 和 (東大阪市長)	近畿ブロック (大阪府広域連合)
監事	おくやま え み こ 奥 山 恵 美 子 (仙台市長)	北海道・東北ブロック (宮城県広域連合)
	の し かつひと 野 志 克 仁 (松山市長)	中国・四国ブロック (愛媛県広域連合)

全国広域連合長等名簿

平成29年6月7日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
北海道 ・ 東北	北海道	高橋 定敏 (留萌市長)	高橋 正夫 (本別町長)	嶋内 明
	青森県	小野寺 晃彦 (青森市長)	吉田 豊 (六戸町長)	工藤 壽彦
	岩手県	谷藤 裕明 (盛岡市長)	民部田 幾夫 (岩手町長)	吉田 春彦
	宮城県	奥山 恵美子 (仙台市長)	村上 英人 (蔵王町長)	高橋 仁
	秋田県	穂積 志 (秋田市長)	空席	佐々木 吉丸
			佐々木 哲男 (東成瀬村長)	
山形県	佐藤 孝弘 (山形市長)	遠藤 直幸 (山辺町長)	丹野 仁敬	
		中川 勝 (米沢市長)		
福島県	小林 香 (福島市長)	高橋 宣博 (桑折町長)	熊坂 俊則	
関東 ・ 信越	茨城県	豊田 稔 (北茨城市長)	小谷 隆亮 (大洗町長)	松本 敏明
	栃木県	佐藤 栄一 (宇都宮市長)	古口 達也 (茂木町長)	國政 英夫
	群馬県	清水 聖義 (太田市長)	金子 正一 (邑楽町長)	根岸 努
	埼玉県	田中 暄二 (久喜市長)	空席	沢辺 範男
	千葉県	清水 聖士 (鎌ヶ谷市長)	岩田 利雄 (東庄町長)	布施 高広
	東京都	西川 太郎 (荒川区長)	空席	三ッ木 晴雄 (副広域連合長)
			空席	
			河村 文夫 (奥多摩町長)	
	神奈川県	加山 俊夫 (相模原市長)	三ッ木 晴雄 (常勤)	柳澤 和也
			大矢 明夫 (清川村長)	
新潟県	篠田 昭 (新潟市長)	落合 克宏 (平塚市長)	野本 信雄	
		渡邊 廣吉 (聖籠町長)		
山梨県	金丸 一元 (南アルプス市長)	志村 学 (富士川町長)	坂本 敏己	
長野県	藤原 忠彦 (川上村長)	羽田 健一郎 (長和町長)	吉岡 広幸	
		空席		
		空席		
		空席		
東海 ・ 北陸	富山県	高橋 正樹 (高岡市長)	舟橋 貴之 (立山町長)	山口 益弘
	石川県	梶 文秋 (輪島市長)	空席	小崎 隆司
	岐阜県	細江 茂光 (岐阜市長)	小川 敏 (大垣市長)	伏屋 真敏
			藤井 浩人 (美濃加茂市長)	
			服部 秀洋 (下呂市長)	
			岡崎 和夫 (池田町長)	
	静岡県	北村 正平 (藤枝市長)	井戸 敬二 (七宗町長)	鈴木 健士
			太田 順一 (菊川市長)	
	愛知県	伊藤 太 (春日井市長)	遠藤 日出夫 (長泉町長)	浅野 博史
			久野 時男 (飛島村長)	
三重県	前葉 泰幸 (津市長)	空席	長江 英明	
		尾上 武義 (大台町長)		
		西田 健 (紀宝町長)		
近畿	福井県	東村 新一 (福井市長)	杉本 博文 (池田町長)	大石 義一
	滋賀県	橋川 涉 (草津市長)	奈良 俊幸 (越前市長)	
			伊藤 定勉 (豊郷町長)	松井 繁夫 (副広域連合長)
	京都府	佐々木 稔納 (南丹市長)	松井 繁夫 (常勤)	
			井上 正嗣 (宮津市長)	
			空席	岡嶋 修司 (副広域連合長)
			石井 明三 (京田辺市長)	
			空席	
	大阪府	野田 義和 (東大阪市長)	山内 修一 (識見)	薦田 昌弘
			岡嶋 修司 (常勤)	
			竹山 修身 (堺市長)	
	兵庫県	蓬萊 務 (小野市長)	田中 誠太 (八尾市長)	東野 展也
			浅利 敬一郎 (豊中市長)	
			松本 昌親 (千早赤阪村長)	
奈良県	上田 清 (大和郡山市長)	岩見 武三 (市川町長)	川崎 牧子	
		泉 房穂 (明石市長)		
		吉田 誠克 (大和高田市長)		
和歌山県	神出 政巳 (海南市長)	岡下 守正 (大淀町長)	沖 重樹	
		荒井 正吾 (識見)		
		中山 正隆 (有田川町長)		
		小出 隆道 (上富田町長)		
		空席		

全国広域連合長等名簿

平成29年6月7日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
中国・四国	鳥取県	深澤義彦(鳥取市長)	小林昌司(若桜町長)	有沢郁翁
	島根県	松浦正敬(松江市長)	石橋良治(邑南町長)	北垣茂巳
	岡山県	黒田晋(玉野市長)	大森雅夫(岡山市長)	大武義宏
			空席	
	広島県	藏田義雄(東広島市長)	入山欣郎(大竹市長)	守田利貴
			平谷祐宏(尾道市長)	
			吉田隆行(坂町長)	
			小坂眞治(安芸太田町長)	
			奥田正和(世羅町長)	
	山口県	大西倉雄(長門市長)	空席	斉藤肇
	徳島県	遠藤彰良(徳島市長)	空席	松平芳典
			石川智能(藍住町長)	
	香川県	大西秀人(高松市長)	大山茂樹(さぬき市長)	宮崎正義
			藤井賢(綾川町長)	
愛媛県	野志克仁(松山市長)	石川勝行(新居浜市長)	藤本則彦	
		高門清彦(伊方町長)		
高知県	岡崎誠也(高知市長)	池田洋光(中土佐町長)	山下正雄	
		橋詰壽人(南国市長)		
九州	福岡県	井上澄和(春日市長)	空席	八尋一成
	佐賀県	横尾俊彦(多久市長)	秀島敏行(佐賀市長)	古田達朗
			末安伸之(みやき町長)	
	長崎県	田上富久(長崎市長)	空席	赤崎敏博
			一瀬政太(波佐見町長)	
	熊本県	大西一史(熊本市長)	荒木泰臣(嘉島町長)	士野公史
	大分県	佐藤樹一郎(大分市長)	長野恭紘(別府市長)	後藤礼次郎
			朝倉浩平(玖珠町長)	
	宮崎県	戸敷正(宮崎市長)	黒木定藏(西米良村長)	御手洗徹
			肥後正弘(小林市長)	
	鹿児島県	岩切秀雄(薩摩川内市長)	川添健(長島町長)	前田慎一
沖縄県	島袋俊夫(うるま市長)	古堅國雄(与那原町長)	瀬長正勝	
		仲間一(金武町長)		

全国広域連合所在地等一覧

平成29年6月7日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
北海道 東北	北海道	〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内	011-290-5601	soumu@iryokouiki-hokkaido.jp
			011-210-5022	
	青森県	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル1階	017-721-3821	aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp
			017-723-1401	
	岩手県	〒020-8510 盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階	019-606-7500	soumu@iwate-iryokouiki.jp
			019-606-7505	
	宮城県	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館9階	022-266-1026	info@miyagi-kouiki.jp
			022-266-1031	
秋田県	〒010-0951 秋田市山王4丁目2番3号 秋田県市町村会館1階	018-838-0610	a-kouiki@aria.ocn.ne.jp	
		018-838-0611		
山形県	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内	0237-84-7100	info@yamagata-kouiki.jp	
		0237-85-8530		
福島県	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-528-9025	kouikirengou@fukushima.email.ne.jp	
		024-521-0254		
関東 信越	茨城県	〒311-4141 水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階	029-309-1211	k08kouiki@union.ibaraki.lg.jp
			029-309-1126	
	栃木県	〒320-0033 宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-627-6805	soumu@kouikirengo-tochigi.jp
			028-627-6809	
	群馬県	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-256-7171	info@gunma-kouiki.jp
			027-255-1312	
	埼玉県	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階	048-833-3222	soumu@saitama-kouikourei.jp
			048-833-3471	
	千葉県	〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内	043-216-5011	info@kouiki-chiba.jp
			043-206-0085	
東京都	〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階	03-3222-4497	kikaku@tokyo-kouiki.jp	
		03-3222-4477		
神奈川県	〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-440-6701	kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp	
		045-441-1500		
新潟県	〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階	025-285-3221	jim00@niigata-kouiki.jp	
		025-285-3315		
山梨県	〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15番35号 山梨県自治会館2階	055-236-5671	soumu@yamanashi-iryokouiki.jp	
		055-235-6373		
長野県	〒380-0935 長野市中御所79-5 NOSAI長野会館2階	026-229-5320	jimukyoku@kouikourei-nagano.jp	
		026-228-1850		
東海 北陸	富山県	〒939-2798 富山市婦中町速星754番地 富山市婦中行政サービスセンター5階	076-465-7501	info@toyama-iryou.jp
			076-465-3967	
	石川県	〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階	076-223-0140	post@ishikawa-kouiki.jp
			076-223-0144	
	岐阜県	〒501-6111 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 岐阜市役所柳津地域事務所内	058-387-6368	iryou-kr@gkouiki.jp
			058-218-2275	
	静岡県	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	054-270-5520	jimukyoku@shizuoka-ki.jp
054-272-3312				
愛知県	〒461-0001 名古屋市中区泉1丁目6番5号 国保会館内	052-955-1227	jimukyoku@aichi-kouiki.jp	
		052-955-1298		
三重県	〒514-0003 津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館内	059-221-6880	kouikourei-mie@mie-kouiki.jp	
		059-221-6881		

全国広域連合所在地等一覧

平成29年6月7日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
近畿	福井県	〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階	0776-54-6330	info@fukui-kouiki.or.jp
			0776-52-5720	
	滋賀県	〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館4階	077-522-3013	soumu@shigakouiki.jp
			077-522-3023	
	京都府	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸5階	075-344-1202	info@kouiki-kyoto.jp
			075-344-1251	
	大阪府	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階	06-4790-2029	koukikourei@kouikirengo-osaka.jp
			06-4790-2030	
兵庫県	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号 センタープラザ内	078-326-2612	jimukyoku@kouiki-hyogo.jp	
		078-326-2744		
奈良県	〒634-0061 橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館7階	0744-29-8430	nara-kouikirengo@oboe.ocn.ne.jp	
		0744-29-8433		
和歌山県	〒640-8137 和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館9階	073-428-6688	info@union.wakayama.lg.jp	
		073-428-6677		
中国 四国	鳥取県	〒689-0714 東伯郡湯梨浜町龍島500 湯梨浜町役場東郷支所2階	0858-32-1097	kourei@koureikouiki-tottori.jp
			0858-32-1067	
	島根県	〒690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター4階	0852-20-2236	soumu@shimane-kouiki.jp
			0852-21-5551	
	岡山県	〒700-0975 岡山市北区今2丁目2番1号 岡山県市町村振興センター3階	086-245-0090	jimukyoku@kouiki-okayama.jp
			086-245-7277	
	広島県	〒730-8626 広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階	082-502-7822	info@kouiki-hiroshima.jp
			082-502-7844	
	山口県	〒753-0072 山口市大手町9番11号 山口県自治会館4階	083-921-7110	info@yamaguchi-kouiki.jp
			083-932-5321	
徳島県	〒771-0135 徳島市川内町平石若松78-1	088-677-8856	soumu@koukikourei-tokushima.jp	
		088-666-0104		
香川県	〒760-0066 高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館2階	087-811-1866	info@kagawa-kouiki.jp	
		087-811-1865		
愛媛県	〒799-2430 松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2階	089-911-7733	info@ehime-kouiki.jp	
		089-911-7735		
高知県	〒780-0870 高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター4階	088-821-4525	info@kouiki.jimusho.jp	
		088-821-4518		
九州	福岡県	〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館5階	092-651-3111	rengou@fukuoka-kouiki.jp
			092-651-3120	
	佐賀県	〒840-0201 佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3F	0952-64-8476	info@saga-kouiki.jp
			0952-62-0150	
	長崎県	〒850-0875 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階	095-816-3930	nagasaki-kouikirengo@biscuit.ocn.ne.jp
			095-823-2425	
	熊本県	〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階	096-368-6511	koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp
			096-368-6577	
	大分県	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	097-534-1771	info@oita-kouiki.jp
			097-534-1778	
宮崎県	〒880-0805 宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階	0985-62-0920	kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp	
		0985-27-7699		
鹿児島県	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館2階	099-206-1397	info@kagoshima-kouiki.jp	
		099-206-1395		
沖縄県	〒904-1192 うるま市石川石崎1-1 うるま市石川庁舎3階	098-963-8011	soumu@kouiki-okinawa.jp	
		098-964-7785		

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.